

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会
役員、評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高槻市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条、第25条の規定等に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員、部会員、委員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、協議会定款（以下「定款」という。）第18条に定める者をいう。

(評議員)

第3条 この規程において評議員とは、定款第6条に定める者をいう。

(評議員選任・解任委員)

第4条 この規程において評議員選任・解任委員とは、定款第7条に定める者をいう。

(部会員)

第5条 この規程において部会員とは、定款第33条に規定する部会の部会員に委嘱された者をいう。

2 委員とは、定款第33条に規定する委員会の委員に委嘱された者（以下「定款第33条委員」という。）及び別表1に掲載された委員をいう。

(支給対象役員の報酬)

第6条 役員の報酬の支給は、定款第25条第2項に規定する役員（以下「支給対象役員」という。）に支給するものとする。ただし、退職金は支給しないものとする。尚、支給対象役員の内、現に俸給等を得ている者には報酬を支給しないものとする。

2 報酬額等は、別表2に定める。

3 夏期等割増報酬は、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する支給対象役員に支給することができる。

4 夏期等割増報酬の額は、月額報酬額に別表2に定める支給率を乗じて得た額に、別表3の期間率を乗じて得た額とする。

5 前項に規定する割増報酬の支給期日その他必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

(報酬の支給方法等)

第7条 支給対象役員には、当該役員として理事会において認められた日の属する月分から報酬を支給する。

- 2 支給対象役員が任期満了、辞職若しくは死亡によりその職を離れたとき又は理事会においてその支給が必要でないと認められたときは、それぞれ当該事実の生じた日の属する月分まで報酬を支給する。
- 3 報酬は、毎月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その前日）に、その月分の全額を支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 非常勤役員の報酬等の決定について、本人から申し出があったときは、費用弁償として日額2,063円の支給に代えることができる。

（費用弁償）

- 第8条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が業務のために旅行するときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、協議会旅費支給規程第2条に基づくものとする。
 - 3 役員（支給対象役員及び高槻市・高槻市教育委員会の常勤職員を兼ねる者を除く。）が理事会等法人業務に従事したときは、費用弁償として日額2,063円を支給する。
 - 4 評議員（高槻市・高槻市教育委員会の常勤職員を兼ねる者を除く。）がその職務のため評議員会に出席したとき及び協議会から要請され法人事業に参画したときは、費用弁償として日額2,063円を支給する。
 - 5 評議員選任・解任委員（高槻市・高槻市教育委員会、協議会の常勤職員を兼ねる者を除く。）がその職務のため評議員選任・解任委員会に出席したときは、費用弁償として日額2,063円を支給する。
 - 6 部会員並びに定款第33条委員（高槻市・高槻市教育委員会の常勤職員を兼ねる者を除く。）が部会並びに委員会に出席したときは、費用弁償として日額2,063円を支給する。
 - 7 ボランティア・市民活動センター所長（協議会職員を除く。）については、別表4により支給する。
 - 8 相談員並びに委員（支給対象役員及び高槻市・高槻市教育委員会の常勤職員を兼ねる者並びに定款第33条委員を除く。）については、別表1により支給する。
 - 9 別表1の区分に定める者（支給対象役員及び高槻市・高槻市教育委員会の常勤職員を兼ねる者を除く。）が協議会から要請され法人事業に参画したときは、費用弁償として日額2,063円を支給する。
 - 10 本条第3項から第6項及び第9項に定める者（支給対象役員及び高槻市・高槻市教育委員会・協議会の常勤職員を兼ねる者を除く。）が理事会、評議員会等の異なる会議に、午前、午後と出席したときは、費用弁償としてそれぞれ2,063円を支給する。

（公表）

- 第9条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等

の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人高槻市社会福祉協議会実費弁償に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成13年2月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成13年5月1日から施行する。

但し第9条については、平成13年4月1日から施行

- 7 この規程は、平成13年8月24日から施行する。
- 8 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 15 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 16 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年12月に支給する支給対象役員の夏期等割増報酬の額は、平成21年4月1日から施行日の同年12月1日の前日までの期間に係る較差相当分を年間報酬でみて解消するため、4月の役員報酬に調整率(100分の0.24)を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額と、同年6月に支給された夏期等割増報酬の額に調整率を乗じて得た額の合計額(合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)に相当する額を、減額調整する。

- 17 この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 18 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(1) 平成22年12月に支給する支給対象役員の夏期等割増報酬の額は、平成22年4月1日から施行日の同年12月1日の前日までの期間に係る較差相当分を年間報酬でみて解消するため、4月の役員報酬に調整率(100分の0.28)を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額

と、同年6月に支給された夏期等割増報酬の額に調整率を乗じて得た額の合計額（合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する額を、減額調整する。

(2) 平成22年12月に支給する夏期等割増報酬に関する別表3の規定のうち、支給対象役員の適用については、支給率「1.125」とあるのは「1.1」とする。

19 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

20 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

21 この規程は、平成25年7月25日から施行する。

附則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、第5条第2項に規定する報酬額を受ける役員の役員報酬月額（別表2）について、役員報酬月額に100分の9.77を乗じて得た額（円未満切り捨て）を減ずることとする。

附則

1 この規程は、平成27年7月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成28年3月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成27年12月に支給する夏期等割増報酬に関する別表2の規定のうち、「1.175」とあるのは、「1.2」とする。

附則

この規程は、所轄庁の協議会定款改正の認可日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年12月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 平成28年6月及び12月に支給する夏期等割増報酬に関する別表2の規定のうち、「1.05」とあるのは「1.025」と、「1.2」とあるのは「1.225」とする。

附則

1 この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成29年4月から平成30年3月までに支給する支給対象役員報酬に関する別表2の規定のうち、支給対象役員（常勤）の適用については、「月額284,200円」とあるのは「月額287,800円」とする。

3 平成29年6月及び12月に支給する夏期等割増報酬に関する別表2の規定のうち、「1.075」とあるのは「1.05」と、「1.225」とあるのは「1.25」とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1

区 分	費用弁償額
1 福祉たかつき編集委員会委員	日額 2,063円
2 心配ごと相談員	日額 2,063円
3 ボランティア・市民活動センターコーディネーター	日額 2,063円(半日額1,031円)
4 苦情相談第三者委員	日額 2,063円
5 善意銀行等管理運営委員会委員	日額 2,063円
6 社会福祉大会実行委員会委員	日額 2,063円
7 ハートフル大賞選考委員会委員	日額 2,063円
8 ボランティア・市民活動センター運営委員会委員	日額 2,063円
9 職員懲戒委員会委員	日額 2,063円

別表 2

区 分		報酬額
支給対象役員報酬	常勤	月額 304,900円
	非常勤	月額 120,000円
交通費	常勤	通勤にかかる実費を支給する。
夏期等割増報酬 (支給対象は常勤のみとする)	支給率	6月に支給する場合 1.2
		12月に支給する場合 1.2

別表 3

基準日前6か月間の在職期間	期間率
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

別表 4

区 分	報酬額
ボランティア・市民活動センター所長	月額 50,000円